# 高松市道路台帳補正業務委託

# 特　記　仕　様　書

令　和　7　年　度

高松市都市整備局道路管理課

# 目　　次

第１章　業務目的及び概要

第２章　総則

第３章　業務内容

第４章　その他

# 第１章　業務目的及び概要

## 第１条　業務目的

本業務は、令和７年度に高松市が所掌する道路台帳の補正業務を行うものとする。

## 第２条　業務概要

本業務の概要は下記のとおりとする。

１．業　務　名　　令和７年度高松市道路台帳補正業務委託

２．業務場所及び数量　　高松市内一円

（１）　更新処理

（単位：ｋｍ）

| 地　区 | 新規 | 改良 | 交通安全施設 | 路線分割 | 起終点変更 | 廃止 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 高松市内一円 | 5.935 | 1.736 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（２）　認定路線網図シェープファイル更新　　一式

（３）　曲線半径調査・修正　　計上無し

（４）　縦断勾配調査・修正　　計上無し

（５）　図面内の注記等修正　　29 箇所

（６）　未補正箇所修正　　0.750㎞

## 第２章　総　　則

### 第３条　適　　用

本業務は、特記仕様書によるほか、下記の関係法令及び規程に基づいて調査職員の指示のもとで誠実に履行するものとする。

１．道路法及び道路法施行規則
２．測量法
３．国土交通省道路施設現況調査要項
４．地方交付税法
５．高松市公共測量作業規程
６．香川県道路台帳作成要領
７．高松市道路台帳作成要領
８．高松市道路台帳デジタルデータ地物要件定義書

### 第４条　一般事項

１．旧高松市とは、高松市が平成１７年９月に塩江町と合併する以前の区域を対象とする。
２．合併町とは、平成１７年９月以降に高松市と合併した塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の区域をいう。

### 第５条　疑　　義

受注者は、本業務実施中、常に調査職員と密接な連絡をとり、本特記仕様書に明記なき事項又は疑義を生じた場合は、その都度協議し調査職員の指示に従うものとする。

### 第６条　法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

### 第７条　業務工程の管理

受注者は、本業務契約後、速やかに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

業務履行中、作業工程に変更が生じた場合は、調査職員に報告し、承認を得た上で、変更作業計画書を提出すること。

### 第８条　業務の範囲

本業務には、関係機関との協議及び調査職員が指示する検討書等の作成を含むものとする。

### 第９条　損害賠償

本業務実施中に生じた諸事故に対しては、受注者がその責任を負い損害賠償等の請求があった場合には、受注者がその一切を処理するものとする。

第１０条　業務の完了

本業務は、全ての提出書類を納入し、本市検収員の検収合格をもって完了とする。

第１１条　補則

１．納入後、成果品に不備が認められた場合は、速やかにこれを訂正し、発注者が指定する期日までに納入すること。なお、これに要する費用は受注者が負担すること。

２．調査地点附近の住居又は事業所には、事前に内容を説明し、関係者の承諾を得ておくこと。

３．現場作業時には周囲の交通に支障が生じないように配慮するとともに、交通事故等に注意して業務を実施すること。

## 第3章　業務内容

第１２条　作業計画

受注者は，あらかじめ作業計画を立て，発注者の承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とし，変更の都度発注者に報告しなければならない。なお，軽微な変更についてはこの限りでない。

第１３条　貸与品

下記の資料については、発注者が受注者に貸与するものとする。この場合、受注者は借用書を発注者に提出するとともに、業務完了後、速やかに発注者に返却すること。

また、貸与された資料（以下「貸与資料」という。）については、発注者に無断で複写又は第三者に貸与してはならない。

１．航空写真測量成果（令和４年度）

２．高松市道路現況平面図データ

３．高松市道路台帳平面図データ

４．道路台帳マスタデータ

５．道路台帳更新処理システム

６．認定告示資料

７．管理道路資料

８．高松市都市計画図DMデータ

９．高松市市道認定路線網図データ

１０．高松市道路台帳作成要領

１１．高松市道路台帳デジタルデータ地物要件定義書

１２．更新一覧表

１３．　その他調査職員が必要と認めるもの

第１４条　作業分類

本業務は下記の分類により補正作業を実施するものとする。

１．新規

市道の新設、開発道路などの新規認定、市道の延伸など新たに認定区域を追加する作業をいう。

２．改良・修繕

道路改良工事、側溝改良、道路修繕工事など道路幅員に影響を及ぼす工事をいう。

３．安全施設

防護柵設置、舗装整備工事のうち道路幅員に影響のない工事をいう。

４．廃止

認定路線のすべてまたは一部の廃止による作業をいう。

５．接続延長

新規または､改良･修繕の施工箇所が既存路線と接続する際に生ずる既存路線側の接合作業をいう。

６．起終点変更

新規または廃止により既存認定路線の区間番号に変更が生ずる箇所について、道路台帳図及び道路台帳調書データを変更する作業をいう。

本補正延長には、他の補正種別と重複しない延長を計上する。

第１５条　現地調査・道路現況調査

道路形状に変化が認められる補正箇所は高松市公共測量作業規定に準拠した地形測量を実施する。また、新設、改修・修繕、安全施設については道路現況調査を実施する。調査項目については高松市道路台帳作成要領に従うこととする。

第１６条　数値編集

数値編集とは，現地調査により得られた測量成果及び調査内容を整理し編集装置を用いて入力する作業をいう。

また、道路縁など都市計画図データに影響する箇所については、都市計画図データの接合編集を実施するものとする。

詳細は高松市道路台帳作成要領に従うこととする。

第１７条　測定基図作成

測定基図作成は、数値編集の結果が反映された台帳平面図データを出力して作成する。測定基図には道路種別、路線番号、起終点記号及び起終点地番を明記するとともに、区間設定基準に従い区間を設定し、区間番号及び区分線を図面単位で記入するものとする。

第１８条　道路台帳平面図作成

道路台帳平面図作成については、測定基図記載の内容を数値編集し作成するものとする。

第１９条　区間ポリゴン作成

整備した道路台帳図データを基に、区間ポリゴンを作成する。区間ポリゴンは、道路台帳図の 1 区間を表すデータであり道路敷を含むデータとして作成する。

区間ポリゴンには、KEYCODE（路線番号-図面番号-区間番号）を付与する。

第２０条　更新箇所ポリゴン作成

本年度更新箇所について、更新範囲を明示するためのポリゴンデータを次の仕様により作成する。

１．範囲

修正範囲の外周囲う範囲とし、複数の施工箇所が重なる箇所も１箇所単位の施工範囲が明示できるようポリゴンデータを作成するものとする。

２．属性データ

・属性項目は、更新年度、整理番号、キーコード、工事名、備考とする。

・更新年度は西暦（4 桁）とする。

・整理番号は更新一覧表に付番されている番号を使用する。

・キーコードは更新年度＋整理番号とする。

・工事名：更新箇所の資料図に記載の工事名称を記録する。

３．その他

詳細は協議により決定する。

第２１条　更新用データ作成

１．更新用データとは、道路台帳マスタを修正するためのデータであり、道路の各区間の情報、橋梁・トンネル・踏切などの施設情報、路線名称、起終点地番などの異動内容が記録されたデータをいう。

２．道路マスタの更新用データは、測定基図をもとに路線番号、図面番号、区間番号からなる当該年度異動予定区間を道路台帳管理システムに投入し、出力されるデータを元に作成するものとする。

３．道路マスタの更新用データは、第１７条の測定基図を基にして図面単位の区間番号に沿って区間延長、道路部面積、道路敷等の面積を測定し、道路台帳管理システム操作マニュアルが指定する様式に従い作成するものとする。

第２２条　電算処理

１.前条で作成され更新用データについて、本市所有の道路台帳更管理システム操作マニュアルに従い、各種情報のエラーチェックを実施するものとする。

２．異動調書を出力し増減数値の確認を行うとともに路線名称、起終点地番等の確認用調書を出力し検査を実施するものとする。

３．第 19 条で作成された区間ポリゴンとの照合を行い、更新箇所内の整合性を確認する。

４．照合された区間ポリゴンの面積と道路台帳調書データの道路敷面積を比較し値の確認を行う。

５．確定された電算処理データを、現在、道路管理課で稼動中の道路台帳管理システムにセットアップするとともに、動作確認を行うものとする。

第２３条　路線年月日入力

路線年月日とは、認定、区域決定、供用開始、路線変更及び区域変更等の告示及び議案番号等の告示関係情報を道路台帳管理システムに入力する業務をいう。

貸与する告示関係資料より、必要項目を道路台帳管理システムにて入力するものとする。

第２４条　橋梁踏切台帳及び施設データ作成

既存の橋梁台帳及び踏切台帳に新規追加、修正、削除が生じたとき次の作業を行う。

１．既存の台帳等の資料を基に現地確認調査を行い、その結果に基づき道路台帳調書の補正を行うものとする。

２．発注者の指定する様式に従い平面図等を作成し写真を貼付する。

３．インフラＧＩＳシステムで運用する施設データの修正を行う。

第２５条　新旧対照図作成

新旧対照図は、路線変更前及び変更後の道路台帳平面図データをＡ３判にて出力し、今年度修正区間を着色、２穴でまとめ、製本するものとする。

第２６条　高松市管理道路作成

高松市が認定路線以外で管理を行っている道路の位置図を作成するものとする。

１．前条で作成した認定路線網図データに発注者が管理している道路を入力するものとする。

２．入力した高松市管理道路に管理番号、延長及び平均幅員を入力するものとする。

３.高松市管理道路が認定路線と混同しないよう､認定路線以外の色を使用して入力するものとする。

４．高松市管理道路の一覧表をMicrosoft Excel形式のデータで作成するものとする。

５.作成したデータは第３３条たかまっぷ用認定路線網図シェープファイル内に記録するものとする。

第２７条　認定路線網図作成

高松市認定路線網図を、次の仕様に基づき作成するものとする。

１．認定路線網図作成については、本年度補正（新規・改良等）のあった路線及び橋梁において既存データの更新を行い必要部数の製本（1/5000縮尺）を行うものとする。

２．認定路線網図の図郭割図を、Ａ２判（縮尺は任意）で作成し、各製本の巻頭に付けるものとする。

３．納品用データ作成

・レベル5000認定路線網図データについてはPDF、DXF及びSHAPE形式にて納品するものとする。ファイル仕様は第３３条たかまっぷ用認定路線網図シェープファイル作成に従うものとする。

第２８条　告示資料作成

１．高松市告示資料フォーマットにより、告示資料データの作成を行う。

２．告示用添付図は、告示箇所を補正前（青色）、補正後（赤色）の変化が１図面で確認できるように着色を行う。なお、補正前後における敷地の最大幅員、敷地の最小幅員及び延長の記載を行う。

第２９条　路線名称一覧表（見出し付き）作成

高松市管理システムより、名称一覧をＡ３判にて出力し、２つ折り・２穴でまとめ、調査職員が指定する地区ごとに見出しを付けるものとする。

第３０条　施設データ作成

本年度整備した施設データ（橋梁・踏切・トンネル）の位置データを作成する。尚、データはSHAPE形式で作成するものとし、仕様は高松市道路台帳デジタルデータ地物要件定義書に従うものとする。

第３１条　連携用データ作成

連携用データとは、高松市が運用するインフラＧＩＳシステムに搭載される認定路線網図、区間ポリゴン、施設（橋梁・トンネル・踏切）の属性情報を管理するデータベース（以降「DB」）をいう。

１．路線マスタ

認定路線網図と連携する路線マスタ DB を作成する。旧高松市及び合併町ごとに作成されたマスタデータより各路線マスタ TBL を抽出し、統合して作成する。

２．区間マスタ

区間ポリゴンと連携する区間マスタ DB を作成する。旧高松市及び合併町ごとに作成されたマスタデータより各区間マスタ TBL を抽出し、統合して作成する。

統合する前に、区間ポリゴンと同一となる KEYCODE（路線番号-図面番号-区間番号）を付与する。

３．橋梁

橋梁と連携する橋梁 DB を作成する。旧高松市及び合併町ごとに作成されたマスタデータより橋梁調書を抽出し、統合して作成する。

統合する前に、橋梁データと同一となる KEYCODE（旧市町コード-施設番号）を付与する。

４．踏切

踏切と連携する踏切 DB を作成する。旧高松市及び合併町ごとに作成されたマスタデータより踏切調書を抽出し、統合して作成する。

統合する前に、踏切データと同一となる KEYCODE（旧市町コード-施設番号）を付与する。

５．トンネル

トンネルと連携するトンネル DB を作成する。旧高松市及び合併町ごとに作成された調書検索システムマスターデータより踏切調書を抽出し、統合して作成する。

統合する前に、トンネルデータと同一となる KEYCODE（旧市町コード-施設番号）を付与する。

第３２条　調書ファイリングデータ更新

本年度補正を行い、確定した電算処理データについて道路台帳調書管理システムより道路台帳・実

延長調書についてインフラＧＩＳシステムで運用する路線別 PDF ファイルの作成を行う。

第３３条　たかまっぷ用認定路線網図シェープファイル作成

本年度、補正（新規・廃止・改良等）のあった路線で、路線形状等に変更が生じるものについて、認定路線網図と同様に形状の修正を行うものとする。また、属性情報については、属性項目の、路線番号・道路種類・路線名・認定年月日・区域決定年月日・供用開始年月日・起点地番・終点地番・総延長・実延長・重複延長・調整年月日・路線種別（供用・未供用・重用）に変更が生じたものについて、属性情報の更新を行うものとする。

枝線のある路線については、マルチラインとならないように入力を行い、１路線１ポリラインとする。なお、別途指示する１路線内に重用・未供用区間が存在し、その区間を破線表示させたい路線については、１路線１ラインの限りではなく、システム上で実線・破線表示が区別できるような属性項目を新たに設定するものとする。詳細については、調査職員及びシステム担当職員等の指示に従うものとする。

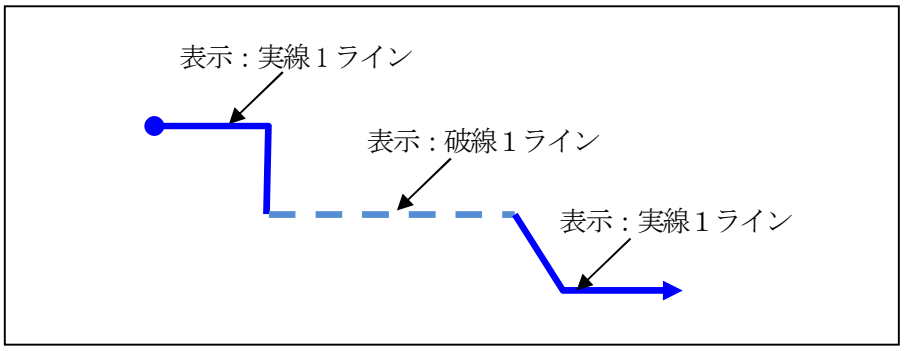


また、新規作成する認定路線網図の路線番号（属性値）と道路台帳マスタデータの路線番号の照合検査を行うものとする。なお、相違箇所については、調査職員に報告し、指示に従うものとする。

第３４条　曲線半径及び縦断勾配の調査及び更新

更新を行う路線全線について、曲線半径及び縦断勾配を下記内容にて調査及び修正を行うものとする。

なお、調査結果については、別途指定する様式の更新を行うこと。

１．曲線半径

（１）台帳図の該当路線の道路中心線から、曲線半径 30m未満のカーブについて抽出を行う。

（２）台帳図に曲線半径が記載されていない箇所、または誤りのある箇所について曲線半径数値・曲線半径引出し線の記入・修正を行い、合わせて区間データの更新も行う。その際、曲線半径引出し線は、可能な限り道路中心線に垂直になるように、また、可能な限り曲線半径の数値と道路中心線からの引出し線の長さが一致するように設定するものとする。

記載例を下記に示す。

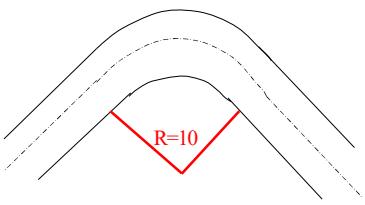

２．縦断勾配

（１）該当路線を車両から現地踏査を行い、縦断勾配８%以上の箇所と考える箇所の抽出を行う。

（２）抽出範囲を市から貸与する「令和４年度県・市町共同地図情報（デジタルオルソ画像）作成委託業務」の成果を元に、図化を行い標高単点の取得を行う。または、GPS を用いた４級基準点観測を実施する。

（３）取得した標高単点を台帳図に記入し、縦断勾配を計算により算出する。

（４）縦断勾配が、8%以上であれば、縦断勾配数値及び縦断勾配引出し線の記入を行い、合わせて区間データの更新を行うのもとする。区間データ更新は、該当区間すべてにおいて縦断勾配を入力すること。

記載例を下記に示す。

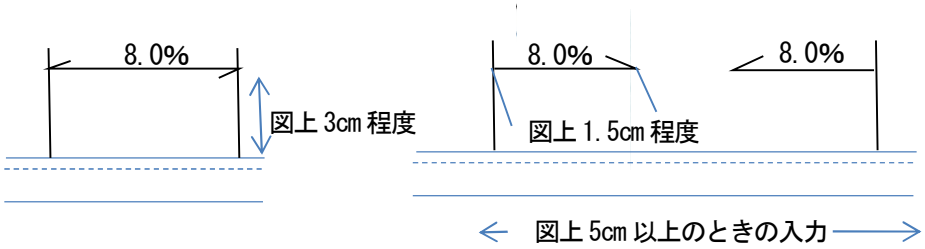


第３５条　各種一覧表作成

道路マスタデータをもとに、指定する様式に従い次の一覧表（Microsoft Excel 形式）を作成するものとする。

1. 路線一覧抽出（１級、２級、その他）
2. 路線名称一覧表

第３６条　図面の注記等修正

国県道等接続する道路名称が変更になる注記等について修正を行うものとする。その他、図面内の簡易な修正を含むものとする。詳細については、調査職員の指示に従うものとする。

第３７条　未補正箇所修正

過年度業務において抽出された未補正箇所について、補正作業を実施するものとする。

１．現地調査・道路現況調査

対象となる未補正箇所について高松市公共測量作業規定に準拠した地形測量及び道路現況調査を実施する。なお、調査項目については高松市道路台帳作成要領に従うこととする。

２．数値編集

現地調査により得られた測量成果及び調査内容を整理し数値編集を行う。詳細は高松市道路台帳作成要領に従うこととする。

３．測定基図作成

数値編集の結果が反映された台帳平面図データを出力して測定基図を作成する。

４．区間ポリゴン作成

対象となる未補正箇所の区間ポリゴンを作成する。区間ポリゴンは道路台帳図の１区間を表し、

道路敷を含むデータとし、KEYCODE（路線番号−図面番号−区間番号）を付与するものとする。

5．更新用データ作成

1　道路台帳マスタを修正するため、道路の各区間の情報、橋梁・トンネル・踏切などの施設情報、路線名称、起終点地番などの異動内容が記録された更新用データを作成する。

2　道路台帳マスタの更新用データは、測定基図をもとに路線番号、図面番号、区間番号からなる当該年度異動予定区間を道路台帳管理システムに投入し、出力されるデータを基に作成するものとする。

3道路台帳マスタの更新用データは、前項で作成した測定基図を基に図面単位の区間番号に沿って区間延長、道路部面積、道路敷等の面積を測定し、道路台帳管理システム操作マニュアルが指定する様式に従い作成するものとする。

第３８条　道路台帳更新処理システム改修

「道路台帳調書」の「特記事項」欄について改修するものとする。詳細については、調査職員との協議により決定するものとする。

第３９条　成果とりまとめ

受注者は，前条までに作成した各種成果について次のとおり出力、製本などを行い成果としてとりまとめるものとする。

成果一覧　表１

| 項　　目 | 形　式 | 数　量 |
|---|---|---|
| １．調書関係 | | |
| （１）高松市指定書式データ | ACCESS | 一式 |
| （２）道路台帳調書（差替え）<br>・認定路線調書 /　その他必要な調書 | 出力紙（Ａ４） | 一式 |
| ２．図面関係 | | |
| （１）道路現況平面図データ | SHAPE,DM | 一式 |
| （２）道路台帳平面図データ | SHAPE,DM | 一式 |
| （３）認定路線網図データ | SHAPE,DXF,PDF,TIFF | 一式 |
| （４）認定路線網図　図郭割図 | 製本（のり付け） | 旧高松市４部<br>合併町４部 |
| （５）高松市管理道路 | SHAPE,EXCEL | 一式 |
| ３．システム関係データ及びその他資料 | | |
| （１）区間ポリゴン | SHAPE | 一式 |
| （２）施設データ | SHAPE | 一式 |
| （３）更新箇所ポリゴン | SHAPE | 一式 |
| （４）連携用データ<br>・路線マスタ / 区間マスタ / 橋梁 / 踏切 | ACCESS MDB | 一式 |

| | | |
|---|---|---|
| （5）調書ファイリングデータ | PDF | 一式 |
| （6）新旧対照図 | 製本 | 一式 |
| （7）告示資料 | 図面 | 一式 |
| （8）路線名称一覧表見出し付 | 製本 | ２部 |
| （9）各種一覧表<br>・路線名称一覧表<br>・線名称一覧表（縦断勾配及び曲線半径）<br>・橋梁・トンネル・踏切異動一覧表 | EXCEL | 一式 |
| （１０）その他管理資料 | | 一式 |
| （１１）道路台帳更新処理システム | ACCESS MDB | 一式 |

１．成果品のうち，データとして作成されるものについてはＣＤ－ＲＯＭ等記録メディアに格納することとする。

第４０条　データセットアップ

本業務で作成したGISデータ及びファイリングデータ等を、インフラGISシステムへセットアップし、動作確認を行い正常に動作することを確認するものとする。

## 第４章　その他

### 第４１条　不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

１．暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

２．暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

３．受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

### 第４２条　適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。なお、５．以外は法定事項である。

１．所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。 また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

２．雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

３．労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

４．賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

５．本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結す

る場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

6．労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

7．1から6までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

第４３条　内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com　書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局人コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。